

国民年金だより



学生の皆さん！「学生納付特例制度」をご存じですか？

国民年金は20歳から60歳までのすべての方が加入することになっています。

しかし、国民年金保険料を納めることが困難な学生には、本人の前年の所得が一定額以下の場合、保険料に納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

■対象となる学生

大学（大学院）・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校および各種学校（知事の認可を受けている学校で修業年限が1年以上である課程）に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が118万円以下であるとき。

■手続き

在学証明または学生証の写し、年金手帳、印鑑をお持ちになり、住民登録をしている市町村役場国民年金担当窓口で申請してください。（毎年申告が必要です。）

■承認を受けた期間

学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事故にあった場合には、障害基礎年金または遺族基礎年金を受けることができます。また、学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

■保険料の追納制度

承認された期間については、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。このため、これらの期間は10年以内であれば、あとから保険料を納付することができる「追納制度」があります。なお、保険料の免除若しくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた政令で定める額が加算されます。

特別障害給付金の請求はお済みですか？

国民年金に任意加入していなかったことにより障害年金を受給していない障害者の方について、福祉的措置として「特別障害給付金」が支給されます。この給付金は請求書を受付した月の翌月分からの支給となりますので、請求手続きがお済みでない方は、お早めに請求書を提出してください。

また、特別障害給付金の対象者は

■平成3年3月以前の国民年金任意対象であった学生

■昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった厚生年金や共済組合等に加入していた方の配偶者であって、任意加入していなかった期間中に生じた傷病が、現在、障害基礎年金の1・2級相当の障害の状態にある方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当する方に限られます。

ねんきん特別便へのご回答はお済みでしょうか？

■お手元に届きました「ねんきん特別便」により、ご自身のお勤め先などの欄に記載もれないか、また、資格所得年月日・資格喪失年月日の誤りがないかなどを十分にご確認の上、必ずご回答をお願いいたします。

■お手元に届いていない場合は、ご質問・お問い合わせについては、『ねんきん特別便専用ダイヤル』（0570-058-555）または、お近くの社会保険事務所まで、お問い合わせください。